

令和8年度 介護報酬改定の要点

処遇改善加算と食費負担額の変更



施設管理者・ケアマネジャーが押さえるべき実務のポイント

今回の改定で押さえるべき2つの大きな柱



処遇改善加算の一本化

複雑だった3つの加算制度が整理され、新しい1つの枠組みに生まれ変わります。



食費の負担限度額の引き上げ

施設等の基準費用額（食費）が、1日あたり100円～約30円引き上げられます。

3つの加算が、1つの「新加算」へ統合されます

介護職員処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等
支援加算

介護職員等
処遇改善加算

事務作業の負担を減らし、より明確なキャリアアップの仕組みをつくるための統合です。

新しい加算は、4つの基本区分に整理されます

各施設の実情に合わせて、段階的に上位の区分を目指す仕組みです。

新加算Ⅰ

より高い要件をクリアした最上位区分

新加算Ⅱ

新加算Ⅲ

新加算Ⅳ

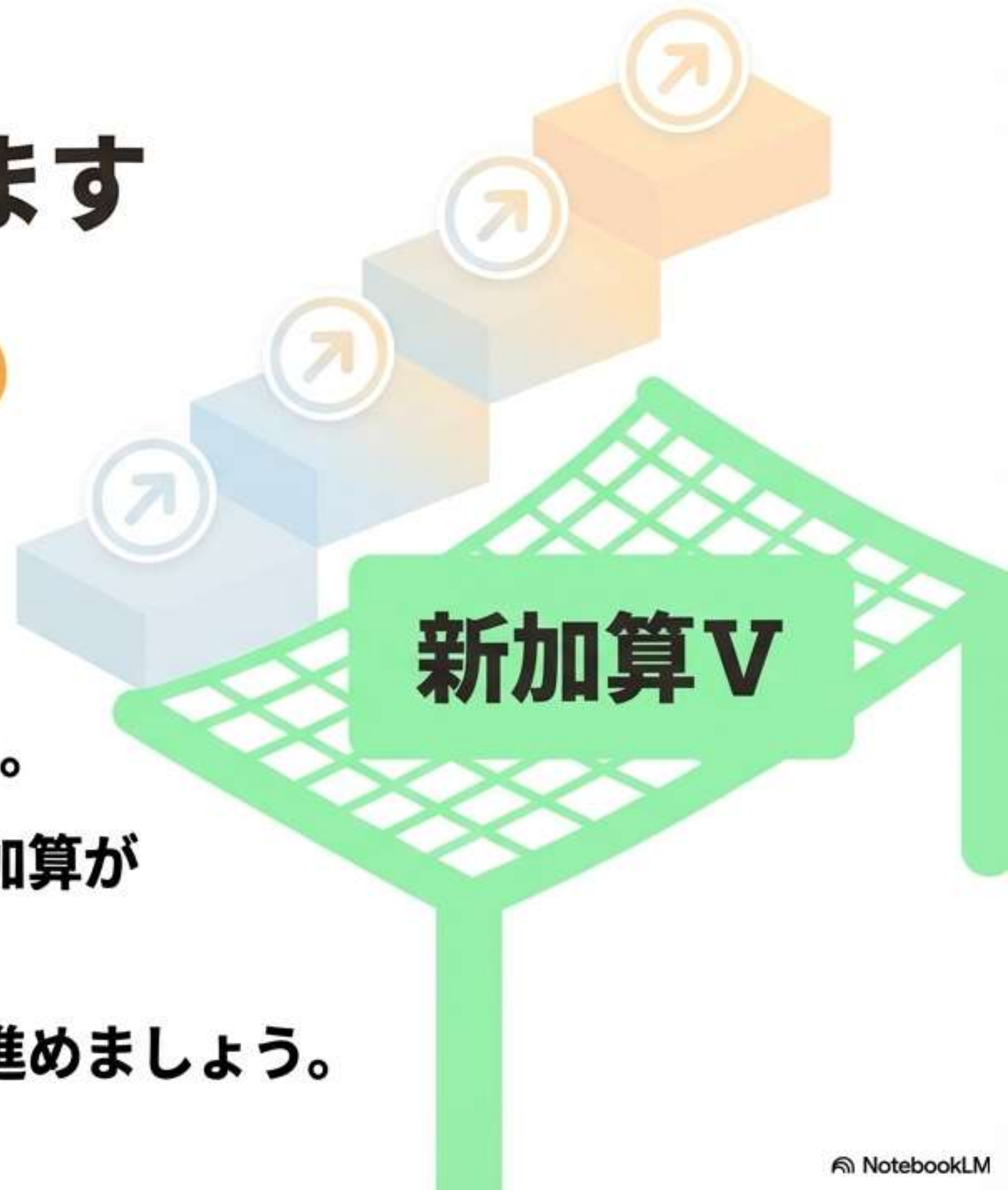
基礎的な要件を満たす
ベースライン



**すぐに移行できなくても、
経過措置が用意されています**

令和7年3月31日までの 「特例・新加算V」

- ✓ 現在の加算率を維持したまま移行できる
「新加算V（1～14）」が新設されました。
- ✓ 準備が間に合わない事業所も、いきなり加算が
途切れることはありません。
- ✓ この期間中に、上位区分への移行準備を進めましょう。



新加算の取得・ランクアップに必要な3つの要件



キャリアパス要件

役職や職務内容に応じた
明確な昇給の仕組みづくり



職場環境等要件

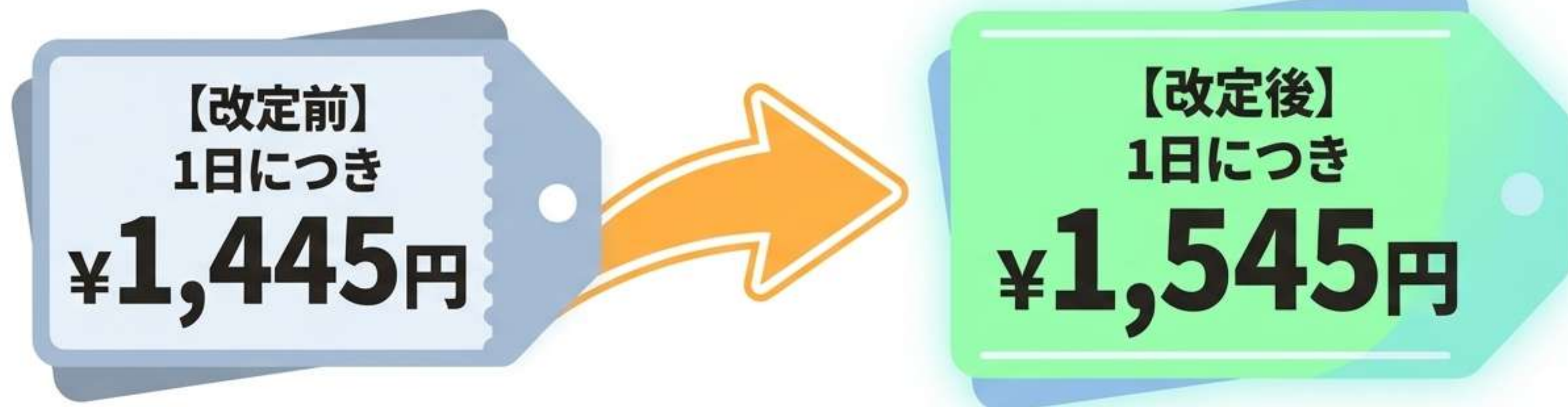
職員の資質向上や、
働きやすい職場づくりの実践



月額賃金改善要件

新たな加算額の一定割合を、
ベースアップ等へ確実に配分

居住費・食費の負担限度額が 引き上げられます



※上記は第4段階（基準費用額）の例です。

※その他の所得区分（第1～3段階）でも、それぞれ1日あたり概ね30円の引き上げが行われます（例：650円→680円）。

2つの変更は、施行時期が異なります



令和8年6月1日スタート

新・介護職員等処遇改善加算への移行



令和8年8月1日スタート

食費の負担限度額の引き上げ

！
施行月がずれているため、
それぞれの期日に向けた
スケジュール管理が必要です。

施設管理者様が次に行うべき3つのアクション



自施設の現在の加算取得状況と、6月からの「新加算(または経過措置)」の区分を決定する。



新加算の要件を満たすための「処遇改善計画書」の作成と届出の準備を進める。



8月からの食費改定について、事前に利用者様・ご家族様への説明と周知を行う。